

開発行為許可等申請手数料

表1 開発行為の許可の申請に対する審査

開 発 行 為 の 種 類	開 発 区 域 面 積	手 数 料
(1)自己居住用 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うもの	3,000㎡以上 6,000㎡未満のとき	43,000円
	6,000㎡以上 10,000㎡未満のとき	86,000円
	10,000㎡以上 30,000㎡未満のとき	130,000円
	30,000㎡以上 60,000㎡未満のとき	170,000円
	60,000㎡以上 100,000㎡未満のとき	220,000円
	100,000㎡以上のとき	300,000円
(2)自己業務用 主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うもの	3,000㎡以上 6,000㎡未満のとき	65,000円
	6,000㎡以上 10,000㎡未満のとき	120,000円
	10,000㎡以上 30,000㎡未満のとき	200,000円
	30,000㎡以上 60,000㎡未満のとき	270,000円
	60,000㎡以上 100,000㎡未満のとき	340,000円
	100,000㎡以上のとき	480,000円
(3)非自己用 (1)及び(2)以外のもの	3,000㎡以上 6,000㎡未満のとき	190,000円
	6,000㎡以上 10,000㎡未満のとき	260,000円
	10,000㎡以上 30,000㎡未満のとき	390,000円
	30,000㎡以上 60,000㎡未満のとき	510,000円
	60,000㎡以上 100,000㎡未満のとき	660,000円
	100,000㎡以上のとき	870,000円

表2 開発行為の変更の許可の申請に対する審査

<p>変更許可申請1件につき、右に掲げる額を合算した額。ただし、その額が870,000円を超えるときは、その手数料の額は870,000円とする。</p>	<p>(1) 開発行為に関する設計の変更の場合((2)のみに該当する場合を除く。)については、開発区域の面積((2)に規定する変更を伴う場合にあつては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合は縮小後の開発区域の面積)に応じ表1に規定する額に10分の1を乗じて得た額</p>
	<p>(2) 新たな土地の開発区域への編入に係る都市計画法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更について、新たに編入される開発区域の面積に応じ表1に規定する額</p>
	<p>(3) その他の変更については、10,000円</p>

表3 建築物の特例許可申請手数料

都市計画法第41条第2項ただし書(同法第35条の2第4項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査	46,000 円
--	----------

表4 予定建築物等以外の建築等許可申請手数料

都市計画法第42条第1項ただし書の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査	26,000 円
--	----------

表5 開発許可を受けた地位の継承の承認申請手数料

承 認 申 請 の 種 類	手 数 料
(1) 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うもの又は主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が10,000㎡未満のものであるとき	1,700 円
(2) 主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が10,000㎡以上のものであるとき	2,700 円
(3) (1)及び(2)以外のとき	17,000 円

表6 開発登録簿の写しの交付手数料

1枚につき	470 円
-------	-------